

企業局が発注する業務委託等における指名競争入札実施要領

令和2年12月1日

企業局工務管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、企業局が発注する次の業務委託等において実施する指名競争入札の手続きについて、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局管理規程第6号。以下「規程」という。）及び企業局建設工事等電子入札実施要領（平成20年4月1日定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務委託（以下「建設関連業務委託」という。）
- (2) 施設の維持管理に係る業務委託（以下「その他業務委託」という。）
- (3) 物品の購入等（以下「物品購入」という。）

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、規程、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「工事等資格要綱」という。）、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3。以下「設備維持資格要綱」という。）及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「物品等資格要綱」という。）に定めるところによる。

(指名基準)

第3条 契約担当者は、第1条に規定する契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、契約しようとする業務の種類や規模等に応じて、次に掲げる基準に留意して、建設関連業務委託においては、工事等資格要綱第7条第4項に規定する建設業者等有資格業者名簿に登載されている者、その他業務委託においては、設備維持資格要綱第3条に規定する設備維持管理業務入札参加資格者名簿若しくは物品等資格要綱第2条に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者、物品購入においては、物品等資格要綱第2条に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者から指名するものとする。なお、指名する入札参加者数は、別表第1のとおりとする。

- (1) 営業所が、業務の適正な実施を確保する観点からみて適切な地域に所在すること。
- (2) 次に掲げる事項に該当するなど、技術的適性を有すると認められること。
 - ア 契約しようとする業務と同種又は同類の業務について、相当の実績を有すること。
 - イ 契約しようとする業務に必要な技術職員を配置できること。
 - ウ 業務の手持ち状況からみて当該業務を実施する能力を有すること。

(3) 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

ア 手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先からの取引停止等を受けた事実があること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てを行った事実があること。

ウ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になったこと。

(4) 安全管理について、労働基準監督署の命令に従わないなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(5) 工事等資格要綱第 10 条、設備維持資格要綱第 10 条及び物品等資格要綱第 8 条に規定する入札参加資格停止となっていないこと。

(6) 不誠実な行為がないこと。

(7) 前各号に掲げる事項のほか企業局長が特に考慮すべき事項を満たしていること。

(入札参加者数の特例)

第 4 条 次の各号の場合は、前条に規定する指名基準を満たす者が別表第 1 の数を満たさない場合でも入札契約手続きを行うことができる。ただし、この場合において、入札参加者数が 3 者未満（物品購入は除く。）となった場合は、入札契約手続きを中止するものとする。

(1) その他業務委託において指名基準を満たすものが限られている場合

(2) 企業局入札参加資格審査会要領（令和 2 年 12 月 1 日定め。以下「審査会要領」という。）第 5 条に規定する指名業者を決定した後において、指名基準を満たさなくなった場合

(3) 企業局歩掛見積取扱要領（平成 30 年 12 月 20 日定め）に基づいて指名予定者全てに歩掛見積（以下「歩掛見積」という。）を依頼した後において、指名基準を満たさなくなった場合、また、歩掛見積辞退者がいる場合。ただし、追加で指名予定者を確保できる場合においては、追加で歩掛見積を依頼する。なお、工事等の期間が限られている場合等追加で歩掛見積を徴収できない場合においては、見積辞退者を除く見積提出者にて指名競争入札を行うこととする。

(指名手順)

第 5 条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、県内に主たる営業所を有する者から入札参加者を指名するものとする。

(1) 業務の規模及び技術的難易度等に照らし合わせ、入札参加者の数が競争性を確保する上で不足する場合

(2) 県内に主たる営業所を有しない者を指名するにつき、特別の理由があると認められる場合

2 契約担当者は、入札参加者として指名する者の間に、次の各号のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がある場合は、当該資本関係又は人的関係がある複数の者のうち1者のみを入札参加者として指名するものとする。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）

の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(指名手続)

第6条 契約担当者は、入札参加者を指名するときは、審査会要領第2条に規定する入札参加資格審査会の審査を受けなければならない。

(指名通知)

第7条 契約担当者は、指名する入札参加者を決定したときは、当該入札参加者に対して開札日の前日から起算して7日前までに、電子入札要領第4条に規定する指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）により通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を4日以内に限り短縮することができる。

2 前項に定める期間の日数には、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を含まないものとする。

(入札の無効)

第8条 規程第125条において準用する規程第115条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び指名通知書等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに第3条の基準を満たさなくなった者のした入札
- (4) 同一入札において第5条第2項に規定する資本関係又は人的関係がある複数の者のした入札

2 前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を企業局が発注する建設工事における指名競争入札実施要領（令和7年4月1日定め。以下「工事指名要領」という。）第12条に規定する入札無効通知書により通知するものとする。

(準用)

第9条 前各条に定めるもののほか、入札手続については、工事指名要領第9条から第22条まで（第10条、第12条、第13条、第15条、第15条の2、第16条及び第18条第1項なお書きの規定を除く。）の規定を準用する。

なお、この場合において、「建設工事」とあるものは、「業務委託」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	予定価格	入札参加者数
建設関連業務委託	5 百万円以上	10 者以上
	2 百万円以上 5 百万円未満	6 者以上
その他業務委託	2 千万円以上	10 者以上
	4 百万円以上 2 千万円未満	6 者以上
	2 百万円以上 4 百万円未満	3 者以上
物 品 購 入		3 者以上